


令和3年度企業版ふるさと納税活用事業実績

<p>事業名</p>	<p>益田市・まち・ひと・しごと創生推進事業 (日本遺産ビジターセンター整備事業)</p>
<p>取組内容</p>	<p>【(仮称)日本遺産ビジターセンター整備工事設計業務】 着手：令和3年 4月13日 完了：令和3年12月10日</p> <p>【(仮称)日本遺産ビジターセンター整備工事】 給排水：令和4年3月11日～12月 5日 建築：令和4年3月15日～12月 9日 電気設備：令和4年3月24日～12月19日 空調設備：令和4年3月25日～12月19日</p> <p>その他、令和4年2月28日、文化庁宛てに登録有形文化財の現状変更の届出を提出し受理。</p> 
<p>成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)日本遺産ビジターセンター整備工事設計業務の完了 ・(仮称)日本遺産ビジターセンター整備工事施工業者の決定 <p>以下、第2期まち・ひと・しごと創生益田市総合戦略アクションプラン記載の重要業績評価指標(KPI)については、R3～4にかけて建設のため実績なし。 (仮称)日本遺産ビジターセンターの来場者数 の収益事業による収益額 市民創造交流ラボ(仮称)で創出された観光体験コンテンツ等の数</p>
<p>今後の事業展開</p>	<p>令和4年12月 (仮称)日本遺産ビジターセンター整備工事完了(予定) 令和5年 4月 (仮称)日本遺産ビジターセンター開館(予定)</p>

令和3年度企業版ふるさと納税活用事業実績

<p>事業名</p>	<p>益田市・まち・ひと・しごと創生推進事業 （観光誘客支援事業） 石見神楽を活用した観光振興及び次世代育成プロジェクト</p>
<p>取組内容</p>	<p>石見神楽を活用したまちづくりを推進するため、既存の枠組みに囚われず、益田独自の「益田神楽」ブランドの創出と次世代の人材の育成に活用可能なプログラムを開発すると共に、これらの取組をパッケージとして、継続的に取組む事業体の構築を目指す。</p>  <p>【事業期間】 令和3年年度から令和5年度の各年度で事業の実施を行う。</p> <p>[令和3年度取組内容]</p> <p>○益田市民を対象とした石見神楽に関するアンケート調査の実施 名称：石見神楽に対する意識アンケート 対象者：①子ども世代 321名 対象：市内小学校6年生の児童/市内中学校2年生の生徒 ②現役社会人世代 329名 対象：市内小学校6年生の児童の保護者と 市内中学校2年生の生徒の保護者 ③シニア世代 253名 対象：市内20公民館に出入りしている方 合計：903名（男性37.1% 女性57.6% 無回答5.3%）</p> <p>○石見神楽による観光・産業振興策プランの策定 （1）石見神楽のファンを増やすため市外・県外公演の創出 独自で創出した市外・県外公演のために独自の舞手集団を結成し、年1回以上の定期的な興行を市外・県外で実施。 （2）新しい観光・体験コンテンツの創出 ①神楽社中体験の販売・実施 ②公演バックヤードツアーの販売・実施 （3）石見神楽をモチーフにした商品開発 お菓子・キーホルダー・ミニ神楽面・有料オンライン配信等</p>  <p>神楽社中体験（着付け）</p>  <p>公演バックヤードツアー体験</p>

- 石見神楽を活用した次世代育成プログラムの策定
- (1)未就学児から、小学校低学年の児童を対象としたプログラム
 - ①小さな子どもでも怖がらずわかりやすい公演の創出
 - ②石見神楽塗り絵展示会の実施



- (2)小学校中高学年の児童から、中・高生を対象としたプログラム
 - ①学校で導入しやすい石見神楽の授業パッケージの開発・実施
 - ②石見神楽について学び体験できるイベントを毎年実施
 - ③学校を越えた学外活動グループ「石見神楽サークル」の結成



取組内容

- (3)社会人を対象としたプログラム
 - 「MASUDA no Douki」等で若手社会人に対して石見神楽に触れる機会を提供し石見神楽の関わりしるを提供。
 - 【内容案】OP-神楽見学-舞手の生き方に触れる-ED
- (4)MASUDA石見神楽Weekの定例化
- (5)石見神楽の担い手になるためのガイドブック作成



成果

- 観光入込客数
- 【R3年度】目標：786,000人 実績：644,876人
 - 【R4年度】目標：960,000人
 - 【R5年度】目標：990,000人

今後の事業展開

令和3年度で策定したプランを元に令和4年度・令和5年度において石見神楽による観光・産業振興策の実施及び石見神楽を活用した次世代育成プログラムを実施し、令和6年度以降に事業体が独自運営することを目指す。

令和3年度企業版ふるさと納税活用事業実績

<p>事業名</p>	<p>益田市・まち・ひと・しごと創生推進事業 (ウェブサイトを活用したつながり創出事業)</p>
<p>取組内容</p>	<p>益田のひとウェブサイト掲載記事を活用し、市内外の方に向けて、本市の重要施策であるひとづくりの取組や本市の魅力を発信及び本市との関わり方を見える化するシステムを構築。</p> <div style="text-align: center;">  </div>
<p>成果</p>	<p>益田のひとマップの構築 益田のマップ掲載件数(令和4年4月21日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・益田の暮らし記事 [128記事] ・益田のひと記事 [59記事] ・ひとが育つまち益田フォーラム 旗(参加者の場所・目標を記載) [224旗]
<p>今後の事業展開</p>	<p>益田のひとマップを活用したつながりづくり</p>

令和3年度企業版ふるさと納税活用事業実績

<p>事業名</p>	<p>益田市・まち・ひと・しごと創生推進事業 (障がい者雇用奨励補助金)</p>									
<p>取組内容</p>	<p>【障がい者雇用奨励補助金の交付】 障がい者が地域でいきいきとした生活をおくるため、雇用・就労は最重要である。障がい者の就労をめぐる環境は厳しい状況にあり、企業に対して障がい者雇用の支援制度を活用し、障がい者雇用への理解を働きかけることが重要である。障がい者の雇用促進と社会参加の推進を図るため、益田市障がい者雇用奨励補助金を交付した。</p> <p>○対象事業所 市内に事業所を有し、次の要件を全て満たす事業所が対象。 ①益田市在住の障がい者を6ヶ月以上常用労働者として雇用していること。 ②雇用保険を適用していること。 ③市税の滞納がないこと。 ④令和4年3月1日現在、従業員数50人未満であること。 ※ただし、障害者総合支援法に規定する就労移行支援または就労継続支援に係る訓練等給付を受けている方、トライアル雇用期間中の方は、この制度における常用労働者とはならない。</p> <p>○奨励補助金の額</p> <table border="0" data-bbox="360 1025 1449 1131"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">雇用開始から36月以下</td> <td style="text-align: center;">雇用開始から37月以上72月以下</td> </tr> <tr> <td>障がい者(月額)</td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> </tr> <tr> <td>重度障がい者(月額)</td> <td style="text-align: center;">13,000円</td> <td style="text-align: center;">8,000円</td> </tr> </table>		雇用開始から36月以下	雇用開始から37月以上72月以下	障がい者(月額)	5,000円	3,000円	重度障がい者(月額)	13,000円	8,000円
	雇用開始から36月以下	雇用開始から37月以上72月以下								
障がい者(月額)	5,000円	3,000円								
重度障がい者(月額)	13,000円	8,000円								
<p>成果</p>	<p>令和3年度 益田市障がい者雇用奨励補助金実績 交付事業所 5事業所 (障がい者) 1人 (重度障がい者) 4人</p>									
<p>今後の事業展開</p>	<p>商工会議所等と連携し企業に対して障害者雇用促進法や障がい者雇用支援としての各種助成制度等の周知を図るとともに、引き続き益田市障がい者雇用奨励補助金を交付し、障がい者の雇用を促進する。</p>									